

入札告示

札幌市告示第 2960 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 7 月 12 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒062-8612 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目

札幌市豊平区市民部総務企画課地域安全担当係

電話 011-822-2405

メールアドレス toyohira.chiikianzen@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 6 年度 札幌市総合防災訓練に係る設営・運営等業務

(2) 役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和 6 年 11 月 29 日(金)まで

(4) 履行場所

札幌市内（仕様書による。）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 入札時点で、札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類が「役務（一般サービス業）」、中分類が「広告業」で登録されている者であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本告示に示した役務の提供が指定の期限までに十分に可能な者であること。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。

以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監

査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 札幌市内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有していること。

(9) この入札の告示日を起点とした過去10年以内において、本市を含む政令指定都市、都道府県又は国が実施する防災訓練の会場設営及び運営等の業務について、履行実績を有するものであること。

(10) 本市が定める管理基準（別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/toyohira/gaiyou/keiyakuzyouhou/r6/0701.html>

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜

日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 入札書の受領期限

令和 6 年 7 月 29 日(月)12 時 15 分まで（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 6 年 7 月 29 日(月)13 時 15 分

札幌市豊平区役所 1 階会議室 G（札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目）

(5) 入札書の提出方法

入札説明書による。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同価の入札

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札参加資格を有することを証する書類（入札説明書別記3「入札参加資格提出書類について」参照）を提出しなければならない。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のないもののした入札とみなし無効とする。

【提出場所】

上記1に同じ

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。